

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			7-7-1 /
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	備品消耗品費	金 額	4,034円
内 容	事務用品の購入 ・クリアーホルダー ・フラットファイルA4 ・カラー仕切りカード		
支 払 先	モリスホームセンター加古川店	支払年月日	令和7年7月1日
備 考	会派での資料整理に使用 <本体額 3,668円、消費税 366円>		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

かみゆみ 7771 様

領 収 書

2025年07月01日 (火)

¥4,034-

上記正に領収しました (消費税等) 366円を含みます)
株式会社いらない 登録番号 15270001008515
(取扱店) モリスホームセンター 加古川店
〒279-4541 加古川市 079-454-8854
※使用上のお願い
財布等保管置く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

0004-3165-4684

お預り ¥5,035
お釣り ¥1,001
※印は8%対象商品
2025年07月01日(火)10:43 レシ0004

責No

4977564607838JAN
プラス クリアーホルダーFL ¥1,480
4977564432140JAN
フラットファイルA4Sピンク ¥698
4901480531311JAN
カラー仕切カード A4-S6 ¥1,490

小計 ¥3,668
10%課税対象額(税込) ¥4,034
税率10%税額 ¥366
(税合計) ¥366
合計 ¥4,034
お買上点数 3点
もしポイント会員様(現金払)なら
今回取引ポイント 18点



2900069000189

ポイントカードにご入会下さい!
レシトNo4684 店No00069

代 表 者	経理責任者
山本	井上

支 払 伝 票			経理番号
			7-7-2 2
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	備品消耗品費	金 額	20,680円
内 容	会派執務室備付コピー機のリース代（2025年7月分）		
支 払 先	シャープファイナンス（株）	支払年月日	令和7年7月3日
備 考	会派政務活動用資料の印刷に使用（31回目分）		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

SHARP

領 収 証

領収証番号 5G10S49

発行日 2025年 7月10日

加古川市議会 かこがわ市民クラブ 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ￥20,680

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス（適格請求書）について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



領 収 内 容 内 訳

領収日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号		
2025年 7月 3日	口座振替		円
		20,680	
合 計		20,680	

<お問い合わせ窓口（発行元）>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

XE016

675-8501

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

加古川市議会

かこがわ市民クラブ 御中

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3 日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2022年12月15日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2022年12月15日から 2025年12月14日まで (36ヵ月)		
お支払合計額	744,480 円	内消費税額	67,680 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

銀行	支店	口座番号*****
預金種別	口座名義人	かこがわ市民クラブ カイイ/ウイ ャスコ
お取扱店	大西事務株式会社 TEL 079-420-9810	

お支払明細

作成日 2022年 12月 25日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高	お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	23	1	20,680 円	1,880 円					
2	23	2	20,680 円	1,880 円					
3	23	3	20,680 円	1,880 円					
4	23	4	20,680 円	1,880 円					
5	23	5	20,680 円	1,880 円					
6	23	6	20,680 円	1,880 円					
7	23	7	20,680 円	1,880 円					
8	23	8	20,680 円	1,880 円					
9	23	9	20,680 円	1,880 円					
10	23	10	20,680 円	1,880 円					
11	23	11	20,680 円	1,880 円					
12	23	12	20,680 円	1,880 円					
13	24	1	20,680 円	1,880 円					
14	24	2	20,680 円	1,880 円					
15	24	3	20,680 円	1,880 円					
16	24	4	20,680 円	1,880 円					
17	24	5	20,680 円	1,880 円					
18	24	6	20,680 円	1,880 円					
19	24	7	20,680 円	1,880 円					
20	24	8	20,680 円	1,880 円					
21	24	9	20,680 円	1,880 円					
22	24	10	20,680 円	1,880 円					
23	24	11	20,680 円	1,880 円					
24	24	12	20,680 円	1,880 円					
25	25	1	20,680 円	1,880 円					
26	25	2	20,680 円	1,880 円					
27	25	3	20,680 円	1,880 円					
28	25	4	20,680 円	1,880 円					
29	25	5	20,680 円	1,880 円					
30	25	6	20,680 円	1,880 円					
31	25	7	20,680 円	1,880 円					
32	25	8	20,680 円	1,880 円					
33	25	9	20,680 円	1,880 円					
34	25	10	20,680 円	1,880 円					
35	25	11	20,680 円	1,880 円					
36	25	12	20,680 円	1,880 円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 神戸支店
神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2

代 表 者	経理責任者
山本	井上

支 払 伝 票	経理番号
	7-7-3 3

会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	調査研究費	金 額	2,000円
内 容	会派視察に伴う手土産代（稲美町）		
支 払 先	三河屋	支払年月日	令和7年7月14日
備 考	お菓子代：2,000円（税込み）		

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

2025年07月14日
一連No206801
領収No0000002

領 収 書

かこがわ市民クラブ様

¥2,000-

対象計※ 8.0% ¥2,000-
内税※ ¥148-

（但し 手土産代として、正に領収致しました）
印刷面を内側に折って保管願います

印 三河屋

川市加古川町篠原町21-8
(079)422-3389
登録番号T4810546647571

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			7-7-4 4
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	調査研究費	金 額	5 9 2 円
内 容	会派視察に伴う出張旅費 稲美町：不登校に関する施策について		
支 払 先	稲次 誠	支払年月日	令和7年7月14日
備 考	・交通費（車賃） : 8km × 37円 × 往復 = 592円		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

出張調査届

令和 7 年 6 月 19 日

市議会議長様

会派名 かこがわ市民クラブ

代表者 山本 一郎



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

井上 恭子、谷 真康、渡辺 征爾、稲次 誠、山本 一郎

調査都市名及び調査内容

【7月14日（月）】

10：00～11：30 加古郡稲美町議会（加古郡稲美町国岡1丁目1番地）
「不登校に関する施策について」

出張期間 令和7年7月14日（月）

日 当 (単価 円 日分)		円	経 路
旅 費 内 訳	宿 泊 料 (× 泊)	円	(私用車) 加古川市役所 稲美町役場 <以上往復>
	鉄 道 賃 ()	円	
	急行料金 ()	円	
	車 賃 (往復 16km×37円)	592 円	
	バ ス 賃 ()	円	
	高 速 料 金 ()	円	
	出席者負担金 ()	円	
	合 計	592 円	

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

出張調査届 (私用車借り上げによる出張用)

令和7年7月分

会派名 かこがわ市民クラブ

承認印	出張者	行先	出張日	旅費	
		用件		通行料	合計
	井上 恭子 	稲美町役場	7月 14日	km×37円=	
		行政視察		円	円
	谷 真康 	稲美町役場	7月 14日	km×37円=	
		行政視察		円	円
	渡辺 征爾 	稲美町役場	7月 14日	km×37円=	
		行政視察		円	円
	稲次 誠 	稲美町役場	7月 14日	16km×37円=592	
		行政視察		円	592 円
	山本 一郎 	稲美町役場	7月 14日	km×37円=	
		行政視察		円	円
		印	月 日	km×37円=	
				円	円
		印	月 日	km×37円=	
				円	円
		印	月 日	km×37円=	
				円	円
		印	月 日	km×37円=	
				円	円
		印	月 日	km×37円=	
				円	円
合 計		円 (件)			

※旅費は1km当たり37円とし、1km以下は切り捨てとする。

山本

出張調査研修報告書

令和7年7月25日

市議会議長様

会派名 かこがわ市民クラブ

出張者氏名 山本 一郎

渡辺 征爾

谷 真康

井上 恭子

稲次 誠

下記のとおり報告します。

日 程 7年 7月 14日 ～ 7年 7月 14日

視 察 先 兵庫県 加古郡 稲美町

視察（調査）事項

*不登校に関する施策について

復命事項（所見及び感想）

別紙のとおり

出張に伴う経費の精算

前 渡 金 額 592 円

精 算 額 592 円 過 不 足 額 0 円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

令和7年7月14日 10:00~11:30 稲美町：「不登校に関する施策について」

稲美町では、中学生42人(820人中)、小学生39人(1,649人中)の不登校児童生徒がおり、昨年同期と比べて微増となっている。放課後登校や別室登校などの対応の他に、タブレットのZOOM機能を活用してLIVEで授業配信していた。画角などの制約があるようだが、チャットも活用しながら意思疎通をしている。各中学校に設置させられている校内ふれあいルームには、机の他ソファ等も置かれており、専任の指導員と時間割で空いている先生1名の2名体制で、学校に登校できても、随時教室に入れない、居ることが出来ない生徒の対応をしている。1日に10名から20名程度の利用があり、特に10月2月の利用が増えるとのこと。

また、フリースクールにR6年度5名、R7年度9名の生徒が通っており、9名のうち1名は姫路のフリースクール、8名は町内のころあいに通っているとのこと。フリースクール通所の補助対象経費は30,000円/月で、補助率2分の1。フリースクールの授業料がおおむね月額33,000円(税込み)のため、この補助額に決定している。よって今年度から始まる県の補助金5,000円/月に関しては、補助額を増額するのではなく、稲美町の負担が5,000円/月減額されるという考え方をするとのこと。補助金の支給については、前提として出席扱いになることであり、県のガイドラインには

指導要録上「出席扱い」が認められる不登校児童生徒を支援する民間施設の要件

- ①我が国の義務教育制度を前提とした支援を行う施設
- ②不登校児童生徒の自立を目指す活動を行う施設
- ③不登校児童生徒が自ら登校を希望した際、円滑な学校復帰が可能な施設。

とあるが、稲美町の運営上、柔軟に対応しているようだ。ちなみに稲美町の補助金申請の主な要件としては

- ① 補助金申請の前1年の期間においておおむね30日以上在籍学校に登校していない児童生徒の保護者等であること。
- ② 在籍学校の授業時間内に原則として週1回以上民間不登校児童生徒支援施設に通所する児童生徒の保護者であること。

(所感)

タブレットのZOOM機能を活用したLIVE授業の配信は、制約される部分もあるが、チャット機能も含め、不登校の中学生には利用しやすい仕組みだと思う。教育支援センター(ふれあい教室)についても、フリースクール休校日の水曜日に利用されるケースがあり、結果フリースクールに通う児童生徒の情報共有が進み、連携が取れることになっている。本市のフリースクールの運営の現状を把握できていないのだが、やはり稲美町においてころあいさんの

存在が大きく、不登校児童生徒の居場所として連携しうる施設のように感じた。出席扱いについて、稲美町が柔軟な対応されていると感じたのは、オルタナティブスクール等も出席扱いとして考えられている点で、個人的には義務教育制度を広く捉え過ぎており、出席扱いにならないケースが少なくなるのではと思った。ただ、稲美町の考え方の根幹に、学びを求めている児童生徒の支援をするがあるため、前述のような判断をしておられるようだ。

最後に、稲美町のフリースクールの出席扱いに関して柔軟な対応は、いくら LIVE で学校の授業を受けても出席にならない生徒と、フリースクールに通うことで出席扱いになる生徒を比較するのではないが、個人的には不公平も感じるので、本市で運用する際は、特に配慮したいと考える。

以上

令和7年7月18日

かこがわ市民クラブ 行政視察報告書

かこがわ市民クラブ 渡辺 征爾

視 察 先	稲美町	視察年月日	令和7年7月14日（月）
テ ー マ	不登校に関する施策について		

<所 感>

本市では現在、フリースクールに通う児童生徒の家庭に対し、支援は行っていない現状にある。そのようななか、前年度は市民より「不登校児童生徒に対する経済的な支援制度の確立」という、フリースクールに通う児童生徒の利用料の一部を、市で一部補助して欲しいとの請願が提出された。このことから、フリースクールに通う児童生徒の家庭に対する補助への要望の高まり、また稲美町では既に補助を実施していることから、今後の本市における補助の参考とすべく、今回視察を行った。ちなみに本市においても本年度より準備が整い次第、月額1万円を上限として補助を開始する予定となっている。

稲美町で先進的に実施している背景は、現在の町長の選挙公約となっていたことが最大の要因とのこと。稲美町より先行実施していた滋賀県の取組みや、県内では尼崎市や明石市の取組み内容も参考とされ、令和6年度からスタートされている。令和6年度における稲美町内の不登校児童生徒数と割合は、小学生で39名の2.4%、中学生で42名の5%となっている。全国平均よりは少ない数だが、年々微増傾向にあるとのこと。このうち令和6年度のフリースクール利用者は、小学生で5名。中学生の利用者はなかったとのこと。令和7年度は、小学生の利用者が9名となり、前年度より増加されているとのこと。稲美町にはフリースクールとは別に、行政側で「ふれあい教室」という、何らかの理由により学校へ通えない児童生徒が、心を落ち着かせて通うことが出来る場所を設けられている。「ふれあい教室」はフリースクールよりも雰囲気等から選択する児童は多い傾向にあるとのこと。こちらの施設には、14名の利用者がおり、常時5～6名の児童生徒が利用されている。水曜日に休みのフリースクールもあり、その日には代わりに「ふれあい教室」を利用する児童もいるらしい。また稲美町では、どの施設をフリースクールとして認定するかは、児童生徒に対して行われる指導内容を考慮し、学校長と教育委員会とが協議し、最終学校長がフリースクールへ直接訪問し、内容等を確認したうえで、前述の要件を満たしていれば認定されている。認定されたフリースクールに通っている児童生徒の家庭に対しては、月額上限15,000円を補助されている。予算は教育関係予算を充てられている。本年度は、9名の対象者だが、補助申請されているのは7名の家庭で、残り2名の家庭は申請されていないとのこと。補助の適用外となる要件については、必ず週に1回以上フリースクールに通所することとなっており、オンラインのみの出席は補助から外れるとのこと。この点については、加古川市の施策と異なる。加古川市では、通所しなくてもオンライン授業の出席のみでも出席扱いとなる。児童生徒の立場、教育環境の立場からみて、どちらがいいのかは意見が分かれるところだが、私個人の意見としては、オンラインのみでも出席扱いとなる加古川市の取組みの方がいいように考える。そもそも学校に行きづらい

児童生徒に対する施策であるため、オンラインのみでも出席扱いとなる方が、児童生徒の心にゆとりが生まれ、自発的に通所と思うきっかけに繋がる可能性もあると考えるためである。この辺りの取り扱いの相違は、兵庫県下で統一していく必要があると考える。本年度から兵庫県下の各自治体において、フリースクールに対する補助を実施していく予定となっている。そうすると、自治体間による取扱いの相違は、児童生徒の出席日数のカウントにも相違が生じてしまうことになるからである。例えば稲美町の児童生徒が加古川市内のフリースクールに通所し、オンライン授業のみで出席した場合、出席日数にはカウントされない。但し、加古川市の児童生徒が同一施設でオンライン授業のみで出席した場合は、出席扱いとしてカウントされ、両者にとって不公平な取扱いとなるからである。この取扱いについては、今後不公平のないような取扱いの調整が必要になると考える。

今回の視察により、フリースクールに対する先進的な取組みを実施している稲美町の内容を詳しく把握出来たことは、とても有意義であった。今回の視察で得た知識や運営方法等も参考とし、今後の本市の導入に向けた取組みが、より効果的なものとなるよう議論していきたい。

以 上

行政視察報告書

令和7年7月25日

会派名	かこがわ市民クラブ 会派視察
氏 名	谷 真康
視 察 先	加古郡稲美町
年 月 日	令和7年7月14日
テ ー マ	不登校に関する施策について

経緯、所感

1. 不登校支援の強化

稲美町では、2024年度より不登校の児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりを支援するため、ふれあい教室の拡充と、通学路などに防犯カメラを約100台設置し、安全面での支援も強化しています。さらに、フリースクールなどの民間支援施設を利用する児童生徒に対して、施設利用料の補助（月額最大15,000円）が受けられるようになり、不登校の子どもたちがより安心して学び、社会的自立に向けた支援を受けられる環境が整えられています。

2. 不登校の状況（令和6年度）

中学生数	不登校数	不登校率	小学生数	不登校数	不登校率
1,649人	42人	約5%	820人	39人	約2.4%

3. 利用状況と制度運用上の課題

3-1. 施設利用状況

- ・ふれあい教室利用申請者は、令和6・7年度ともに14人
- ・民間フリースクール利用者は、令和6年度＝5人（小学生）、令和7年度＝9人（小学生）

3-2. 出席扱いに関する課題

- ・出席認定は最終的に在籍校の校長判断に委ねられています。
（校長裁量のバラツキがあり、出席扱いの判断が学校毎で異なります）
- ・学校とフリースクール間で活動報告が定期的に行われていない。
- ・学校との交渉や申請手続きが煩雑で、制度利用をためらう家庭もあります。
（保護者が自ら申請手続きの必要があり、申請がない場合は授業料補助の対象外となり、保護者負担が発生します。）

3-3. 教育委員会の対応

- ・夜間中学の案内、義務教育未修了者や不登校経験者向けに、夜間中学への進学支援を実施しています。
- ・令和6・7年度に学校に一度も登校できなかった2名の生徒の対応について、まず本人と会うことから始められます。時間は掛かりそうですが、焦らずに対応されるそうです。

4. 学校内の支援体制

4-1. 校内ふれあいルームの設置

中学校（一部小学校）に設置され、登校はできても教室に入れない児童生徒に対応されています。また、専任支援員は、7校中4校に配置されていますが、R7年度に1校追加。さらに、R8年度には全校配置を目指しています。

4-2. 心理的支援の充実

スクールカウンセラー／スクールソーシャルワーカーが連携しながら、児童生徒の個別課題に対して心理的・福祉的な両面から支援を行っています。また、関係機関との連携による支援計画を策定している等、多様な背景を持つ児童生徒一人ひとりに応じた支援体制を構築しています。

5. まとめ

稲美町の取組みは、「子どもの数だけ学びの選択肢がある」という理念のもと、丁寧に本人に寄り添いながら支援を進められています。背景には、家庭・感情・経験など、さまざまな理由から学校に行けない事情があります。また、教育委員会・学校・地域・民間団体・医療機関の連携が構築されており、定期的に連絡会議を行う等、情報共有ができています。加古川市におきましても、「わかば教室」やオンラインフリースクール「choice」を設置、兵庫県教育委員会作成のガイドラインに基づいて支援を実施しています。また、市内9校（中学校・小学校・義務教育学校）に校内サポートルームを設置し、支援を行っています。さらに令和7年度には6小学校にメンタルサポーターによる支援員を拡充する予定となっており、不登校児童生徒の支援体制の構築を推進しています。このように不登校児童生徒に対する支援が整備されていますが、課題も多く残されています。今後も一人ひとりの子どもたちが、最も安心できる学びの選択肢を提供できるよう、稲美町の取組を参考に、必要な支援が届けられるよう取組んでまいります。

行政視察報告書

令和 7 年 7 月 25 日

氏 名	稲次 誠
視 察 先	稲美町
年 月 日	令和 7 年 7 月 14 日(月)
テ ー マ	不登校に関する施策について
所 感	
全国的に不登校児童生徒の数は年々増加している状況にある。加古川市においても例外ではなく、施策の展開が急務となっている。しかし、それぞれの児童生徒が抱える不登校の原因や置かれた環境が様々ある中、行政として何を優先して進めるかについては課題もあり、慎重になる面もある。 そのような中、加古川市議会に対し、昨年、「不登校児童生徒に対する経済的な支援制度の確立(フリースクールに通う児童生徒の利用料の一部を負担する)」請願があげられた。私たち会派としては、必要性は理解するものの、民間施設に通いたくても通えないケースがあることや、対象者が一部となり、公平性が問われること、また、現在、メンタルサポーターの拡充に努めるなど、限られた予算の中で優先すべき事業があることから賛同できなかった。 現在も、不登校対策は必要と考える中、先進的にフリースクールの利用料の補助を行われた稲美町の考えを参考にし、考え方の幅を広げ、今後に活かすことを目的に視察を行った。 稲美町における不登校児童生徒の状況として、小学生 1,649 名に対し 39 名(2.4%)、中学生 820 名に対し 42 名(5.0%)となっており、全国水準より少なく、推移としてはほぼ横ばいで微増。 またこの内、フリースクールの利用人数は 9 名程度(約 11%)となっている。 不登校の対象となっている児童生徒の多くは、校内のサポートルームを活用している。このほか、町が教育支援センターに設置する「ふれあい教室」、次いで町内のフリースクール「ころあい教室」を利用している。加えて、稲美町では先進的にフリースクール利用料の補助が行われている。 そこで、自身が課題と考えていた、フリースクール利用者への補助の公平性について伺った。 まず補助の対象となっているのは、フリースクール利用者(全て小学生)の 9 名で小学生全体の約 0.5%、不登校児童の内、約 23%となっている。重要なことは、公平性とは何か、フリースクールに通いたい、何らかの理由で利用できず、利用できているものだけが補助の対象となることがないのか確認を行った。 しかし、そのような調査は行っていないとのこと。前提として、「フリースクールへの支援」ではなく「校外での学びの支援」として位置づけ実施されている。このように学びを求め、まずは一歩踏み出している児童生徒及び家庭への支援という形で進められていることを認識できた。 公平性については、それぞれが目指す目標や基準により異なることも理解できる。ただ、「誰一人取	

り残さない」と「一人でも多く」は目標も取組も異なる。本市も本年秋頃より、フリースクール利用料の一部補助を開始するが、公平性に対する基本的な考えに併せ、国や県の補助ありきと誤解を生まないよう、事業に対する考えを改めて確認しておかなければならない。

次に、学習支援について、中学校で実施されているタブレットを活用したオンライン授業が興味深いものであった。オンライン授業に向け教室にカメラを設置するなど、大掛かりな準備と予算は不要であり、教室側のパソコンのカメラを利用し、自宅や校内の別室で授業が視聴でき、チャット機能で質問もできる等、オンライン授業が受けられる。教員の負担を懸念したが、現状ではパソコンをセットするのみで、特段、負担の増加や訴えはないという。

課題は、校内の別室でオンライン授業を受けた場合やフリースクールに通った場合は登校扱いとなるが、自宅でのオンライン授業は登校扱いとならない。

法的な整備が必要な課題であり、稲美町に限らず、今後の加古川市の取組においても関係する。

このように他の生徒と同じ授業を受けている生徒が登校とならないことから支援とは何か、学びの機会の創出とは何か、社会とのつながりとは何か、目的は一つではなく様々な要素が重なっていることも認識したうえで、取り組む施策については積極的かつ慎重に判断しなければならない。

次に「ふれあい教室」について、常時5～6名の児童生徒が利用している状態にある。指導員が2名配置されているが、現在登録されている14名全員が利用されると対応が厳しくなるとのこと。また、校内に設置されているサポートルームでは、全 7 校のうち、4校は支援員＋教員、3校は教員が対応され、年度内に1校支援員を追加されるとのこと。本市もわかば教室及び校内サポートルーム（支援員配置）の対応が図られているが、居場所の設置に加え、今後も一定の増加が見込まれる中、支援員等の適正な配置についても注視していかなければならない。

全体を通じ、フリースクール利用者への補助については先進的に取り組まれ、この支援事業を行った背景、行政の思いを伺い、改めて目標の置き方について、自身の考えを整理し、今後に繋げていきたい。他の施策については本市と大きな変化はないが、今ある受け皿が適正な体制で運営されているのか、また、学びの多様化学校についても広域で進める必要があるのではないかと新たな課題が把握できた。

教育現場を取り巻く環境は日々変化しており、今後も広く情報を収集し、本市の教育、そして子ども達が学びやすい環境の整備に向け取り組みを進めたい。

以上

視察報告

視察先：稲美町

視察日：令和7年7月14日

1. 不登校の関する施策についての説明

2. 質疑

【視察を終えての所感】

稲美町の人口は30,377人で加古川市の人口と比べると少ないが、不登校はどの自治体も年々増加傾向にあるのは同様であることから、フリースクールに通う児童に対しての補助金支給が他市と比べて早かった稲美町に視察を行った。

稲美町の学習支援については、長期欠席の生徒に対しては、家庭への連絡や訪問を行い、学校から支給されているタブレット端末を活用して、Zoomを用いたオンライン授業の配信を可能としている。中学校においては、別室での登校が一定程度行われており、進路に対する不安の声も見受けられることから、通信制高校や単位制高校も含めた進路説明会を放課後に実施。また、「トモリンクス」というアプリを導入し、校内外を問わず授業への参加を可能とする環境を整備しており、校内のサポートルームでも活用されている。課題の提出についても、対応できる仕組みが構築されていた。

児童生徒を対象としたアンケート調査において、「不登校の支援は必要か」という設問に対し、小学校4年生から6年生では7.4%、中学生では8.7%の生徒が「支援を望む・期待する」と回答している。また、毎年実施されている「困りごとアンケート」においては、全体の15~20%の児童生徒が「クラス内に困っている人がいる」と回答し、その理由として「学校に来ていない児童・生徒がいる」と述べた者が複数見受けられた。これらの結果を踏まえ、稲美町教育委員会は、児童生徒が学校生活において「皆で学びたい」という思いを抱いているものと受け止めていた。

不登校支援チームについては、今年度の4月に各学校に設置した。担任教員のほか、学校運営委員、民生委員、地域住民、行政関係者などがメンバーとして連携し、スクールサポートスタッフ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーも支援にあたっていた。しかしながら、課題として、生徒本人と全く面会できていないケースもあり、学校内での対応に限界がある場合は、行政や警察などへ支援要請を行うこともあるとのことだった。

校内のサポートルームについては、現在、7校中4校に設置されており、支援員が配置されている。配置されていない学校では、教職員が対応しているが、支援員が配置されている学校では、教職員の負担軽減にもつながっており、サポートルームには教職員も常駐し、支援体制が確保されている。支援員の増員について、9月補正予算を視野に入れた計画が進められている。中学校のサポートルームでは、1日あたり約10名の生徒が利用し、月間でのべ200~300名を超える利用がある。主な利用理由としては、「居場所がない」「帰りたいが勉強も気になる」といった、生徒の複雑な心情が背景にある。今後は、全校へのサポートルーム設置を検討しているとのことだった。

フリースクール利用者への支援を開始するにあたっては、既に尼崎市や明石市が同様の取り組みを始

めていたことを受け、早急に導入を進める方針となった。また、「教育機会確保法」の観点から、学校における充実した取り組みを行うとともに、第13条に示されている「学校以外での教育の重要性」や「保護者に対して適切な情報を与えること」についても配慮する必要があるとし、令和5年7月に本格的な検討を開始。滋賀県の先進的な取り組みも参考にし、制度設計には弁護士の助言も得ながら、法的な適合性を確認したうえで進められた。

フリースクールの定義については、校長が認定した施設を対象としており、補助金支給にあたっては、「施設支援」ではなく「生徒および保護者への支援」という視点を重視している。

補助金の支給額については、多くのフリースクールが月額3万円程度の費用であることから、補助率2分の1、月額上限15,000円と定められた（年間最大18万円）。令和6年度の利用者は5名、令和7年度は9名が申請中であるが、申請を行っていない家庭もあったが理由は分からないということだった。

オンライン学習に関しては、フリースクールに在籍し、月1回以上の通所がある場合には、オンラインでの学習も出席扱いとされる。ただし、通所が一切なくオンラインのみの学習は原則認められていない。なお、身体的理由や病気など特別な事情がある場合には、例外的に認められることがある。

教育委員会は、「学校教育の充実」が本来の役割であり、「フリースクールの斡旋を行うものではない」という立場を明確にしている。また、兵庫県の「不登校プロジェクト」では、「学校だけがすべてではない」「フリースクールは選択肢のひとつである」という考え方が示されていることから、稲美町においてもその方針だということを述べられていた。

稲美町では、フリースクールに通う生徒への支援として年間100万円の予算を確保しており、稲美町に民間のフリースクールがあることから、自治体とフリースクールとの関係性が良好である点が、保護者や生徒にとっても支援の円滑な実施につながっていると感じられた。

本市においては、要項の制定後、フリースクールに通う生徒に対し、月額上限1万円の補助金を支給する制度が開始される。また、現在は「学びの多様化学校」の開設に向けて、場所や運営内容について検討を進めているところであるが、稲美町での視察内容を踏まえ、今後は市に対し、会派としても提案や本市で「学びの多様化学校」の創設に向けても的確に進めてもらうよう提言を行っていく。

〈参考〉

・ R7 年度 稲美町・加古川市の小中学校の学校数と児童数

区分	小学校数	小学校児童数	中学校数	中学校児童数
稲美町	5 校	1,649 名	2 校	829 名
加古川市	28 校	12,301 名	12 校	6,757 名

・ R6 年度稲美町・加古川市の 1 年間で 30 日以上休み(不登校児童数と割合)

自治体	小・中学校種別	総生徒数	不登校生徒数	不登校割合 (%)
稲美町	小学校	1,649 人	39 人	2.37%
	中学校	820 人	42 人	5.12%
加古川市	小学校	12,716 人	272 人	2.14%
	中学校	6,914 人	441 人	6.38%

・ R6 年度 サポートルーム利用生徒数 (延べ人数)

自治体	小・中学校種別	延べ利用生徒数
稲美町	小学校	960 人
	中学校	2,348 人
加古川市	小学校	4,457 人
	中学校	11,654 人

・ R6 年度 公的な居場所 利用生徒数と割合 (小中学生合計)

自治体	利用生徒数 (小中計)	小中学生総数	利用割合 (%)
稲美町	14 人 (小 9+中 5)	2,469 人	0.57%
加古川市	42 人 (小 12+中 30)	19,130 人	0.22%

代 表 者	経理責任者
山本	井上

支 払 伝 票			経理番号
			7-7-5 5
会派名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	資料作成費	金 額	13,725円
内 容	会派執務室設置コピー機のコピー代(令和7年6月分)		
支払先	株式会社ネットプロテクションズ	支払年月日	令和7年7月28日
備 考	会派の市政関係資料のコピーに要した費用の支出 ＜請求額 13,725円、内消費税 1,247円＞		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			



・本請求書は、販売元との契約に基づき、株式会社ネットプロテクションズが発行しております。 ・通帳の記帳が領収書の代わりとしてご利用いただけます。

代 表 者	経理責任者
山本	井上

支 払 伝 票			経理番号
			7-7-6 6
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	資料購入費	金 額	4,950円
内 容	会派執務室用ケーブルテレビ利用料(2025年6月分)		
支 払 先	BAN-BANネットワークス(株)	支払年月日	令和7年7月28日
備 考	HFCデラックス利用料(月払い) <税込み4,950円>		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

[illegible]

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			7-8-1 7
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	備品消耗品費	金 額	20,680円
内 容	会派執務室備付コピー機のリース代（2025年8月分）		
支 払 先	シャープファイナンス（株）	支払年月日	令和7年8月4日
備 考	会派政務活動用資料の印刷に使用（32回目分）		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

675-8501

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

加古川市議会

かこがわ市民クラブ 御中

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

【営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)】

ご利用の内容

お支払日	毎月 3 日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2022年12月15日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2022年12月15日から 2025年12月14日まで (36ヵ月)		
お支払合計額	744,480 円	内消費税額	67,680 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

銀行	支店	口座番号*****
預金種別	口座名義人	かこがわ市民クラブ カイセイノウキ ャスコ
お取扱店	大西事務株式会社 TEL 079-420-9810	

お支払明細

作成日 2022年 12月 25日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	23 1	20,680 円	1,880 円	72,380 円
2	23 2	20,680 円	1,880 円	70,312 円
3	23 3	20,680 円	1,880 円	68,244 円
4	23 4	20,680 円	1,880 円	66,176 円
5	23 5	20,680 円	1,880 円	64,108 円
6	23 6	20,680 円	1,880 円	62,040 円
7	23 7	20,680 円	1,880 円	59,972 円
8	23 8	20,680 円	1,880 円	57,904 円
9	23 9	20,680 円	1,880 円	55,836 円
10	23 10	20,680 円	1,880 円	53,768 円
11	23 11	20,680 円	1,880 円	51,700 円
12	23 12	20,680 円	1,880 円	49,632 円
13	24 1	20,680 円	1,880 円	47,564 円
14	24 2	20,680 円	1,880 円	45,496 円
15	24 3	20,680 円	1,880 円	43,428 円
16	24 4	20,680 円	1,880 円	41,360 円
17	24 5	20,680 円	1,880 円	39,292 円
18	24 6	20,680 円	1,880 円	37,224 円
19	24 7	20,680 円	1,880 円	35,156 円
20	24 8	20,680 円	1,880 円	33,088 円
21	24 9	20,680 円	1,880 円	31,020 円
22	24 10	20,680 円	1,880 円	28,952 円
23	24 11	20,680 円	1,880 円	26,884 円
24	24 12	20,680 円	1,880 円	24,816 円
25	25 1	20,680 円	1,880 円	22,748 円
26	25 2	20,680 円	1,880 円	20,680 円
27	25 3	20,680 円	1,880 円	18,612 円
28	25 4	20,680 円	1,880 円	16,544 円
29	25 5	20,680 円	1,880 円	14,476 円
30	25 6	20,680 円	1,880 円	12,408 円
31	25 7	20,680 円	1,880 円	10,340 円
32	25 8	20,680 円	1,880 円	8,272 円
33	25 9	20,680 円	1,880 円	6,204 円
34	25 10	20,680 円	1,880 円	4,136 円
35	25 11	20,680 円	1,880 円	2,068 円
36	25 12	20,680 円	1,880 円	0 円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 神戸支店
神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			7-8-2 8
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	調査研究費	金 額	2,000円
内 容	会派視察に伴う手土産代（明石市）		
支 払 先	三河屋	支払年月日	令和7年8月4日
備 考	お菓子代：2,000円（税込み）		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

相葉子&喫茶
三河屋

加古川市加古川町篠原町
21-8 2F
TEL 079-422-3389

登録番号14810546647571

2025 08 04 13:13
209325

銘菓選	¥2,000※
対象計※	8.0% ¥2,000
内税※	¥148
現金	¥2,000

注) ※1)軽減税率適用

2025年08月04日
一通No209325
領収No0000002

領収書

かみかみ市民クラブ様

¥2,000-

対象計※	8.0%	¥2,000-
内税※		¥148-

(但し) 千土屋代として、正に領収致します
印刷面を内側に折って保管願います

相葉子 三河屋

加古川市加古川町篠原町21-8
(079)422-3389
登録番号T481054664757

代 表 者	経理責任者
稲次	井上

支 払 伝 票			経理番号
			7-8-3 9
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	調査研究費	金 額	1,480円
内 容	会派視察に伴う出張旅費 明石市：不登校に関する施策について		
支 払 先	稲次 誠	支払年月日	令和7年8月6日
備 考	・交通費（車賃） : 20km × 37円 × 往復 = 1,480円		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

出張調査届

令和7年7月4日

市議会議長様

会派名 かこがわ市民クラブ

代表者 山本 一郎



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

井上 恭子、谷 真康、渡辺 征爾、稲次 誠、山本 一郎

調査都市名及び調査内容

【8月6日(水)】

10:00~11:30 明石市議会(明石市中崎1丁目5番1号)

「不登校に関する施策について」

出張期間 令和7年8月6日(水)

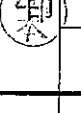
旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (× 泊)	円	
鉄 道 賃 ()	円	加古川市役所	
急 行 料 金 ()	円	明石市役所	
車 賃 (往復 40km×37円)	1,480 円	<以上往復>	
バ ス 賃 ()	円		
高 速 料 金 ()	円		
出席者負担金 ()	円		
合 計	1,480 円		

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

出張調査届 (私用車借り上げによる出張用)

令和7年8月分

会派名 かこがわ市民クラブ

承認印	出張者	行先	出張日	旅費	
		用件		通行料	合計
	井上 恭子 	明石市役所	8月 6日	km×37円=	
		行政視察		円	円
	谷 真康 	明石市役所	8月 6日	km×37円=	
		行政視察		円	円
	渡辺 征爾 	明石市役所	8月 6日	km×37円=	
		行政視察		円	円
	稲次 誠 	明石市役所	8月 6日	40km×37円=1,480 円	
		行政視察		円	1,480 円
	山本 一郎 	明石市役所	8月 6日	km×37円=	
		行政視察		円	円
	印		月 日	km×37円=	
				円	円
	印		月 日	km×37円=	
				円	円
	印		月 日	km×37円=	
				円	円
	印		月 日	km×37円=	
				円	円
	印		月 日	km×37円=	
				円	円
合 計		円 (件)			

※旅費は1km当たり37円とし、1km以下は切り捨てとする。



出張調査研修報告書

令和7年 8月 20日

市議会 議長様

会 派 名 かこがわ市民クラブ

出張者氏名 山本 一郎

渡辺 征爾

谷 真康

井上 恭子

稲次 誠



下記のとおり報告します。

日 程 7年 8月 6日 ～ 7年 8月 6日

視 察 先 兵庫県 明石市

視察（調査）事項

*不登校に関する施策について

復命事項（所見及び感想）

別紙のとおり

出張に伴う経費の精算

前 渡 金 額 1,480 円

精 算 額 1,480 円 過 不 足 額 0 円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

行政視察報告書

令和 7 年 8 月 12 日

氏 名	稲次 誠
視 察 先	明石市
年 月 日	令和 7 年 8 月 6 日(水)
テ ー マ	不登校に関する施策について
所 感	
全国的に不登校児童生徒の数は年々増加している状況にある。加古川市においても例外ではなく、施策の展開が急務となっている。しかし、それぞれの児童生徒が抱える不登校の原因や置かれた環境が様々ある中、行政として何を優先して進めるかについては課題もあり、慎重になる面もある。 そのような中、加古川市議会に対し、昨年、「不登校児童生徒に対する経済的な支援制度の確立(フリースクールに通う児童生徒の利用料の一部を負担する)」請願があげられた。私たち会派としては、必要性は理解するものの、民間施設に通いたくても通えないケースがあることや、対象者が一部となり、公平性が問われること、また、現在、メンタルサポーターの拡充に努めるなど、限られた予算の中で優先すべき事業があることから賛同できなかった。 現在も、不登校対策は必要と考える中、先進的にフリースクールの利用料の補助をはじめ、取り組みを進められている明石市の考えを参考に、今後活かすことを目的に視察を行った。 明石市における不登校児童生徒の状況として、小学生で約 360 人(2.09%)、中学生約 660 人(8.42%)となっており、全国水準より少ないものの、推移としては増加傾向となっている。 不登校となっている児童生徒の理由や背景、そしてそれぞれに合った環境は多様化していることは本市と同様である。 明石市で行われている不登校支援は主に、校内フリースペース(サポートルーム)及びサポートスタッフの配置、郊外フリースペース(サテライト)の設置、公設民営型のフリースペース「トロッコ」、そしてフリースクール利用の児童生徒の保護者に対する補助である。 当初、フリースクール利用の補助が大きな印象としてあったが、こども政策局が所管する公設民営型のフリースペースを設置されたうえで、多様化する児童生徒の思いに合った支援にむけた取組なのかと理解できた。 施設の設置においては、施設整備としてイニシャルコスト約 3,500 万円は全額民間の補助金を活用されていることは参考になる。また、運営費も年間 500 万円ほどであり、定員が約 30 名程度であることから、本市が行うフリースクール利用に対する補助と同等であり、本市での設置についても不可能ではないと考える。 校内フリースペースについては、急激な人口増に伴う児童生徒数の増加により、校内の教室が確保できず、校長室や印刷室を利用する必要があるなど課題を抱える中での支援が行われている。しか	

し、そうした中でも各種施策を並行して進められていることが先進事例につながっていると考える。

慎重に公平な対応が必要と考える一方、こうしたスピード感ある展開が必要と認識した。

次にフリースクールの利用補助について、まずフリースクールとしての定義は国も明確に設けていないが、ガイドラインで示されている。加えて、フリースクールは所管庁がないので、認定が難しい。

そうした中、明石市としても何をフリースクールと定めるのか線引きは難しいものの、ガイドラインを基に、市外施設を含む 18 施設を対象と認定。

当該 18 施設を利用する児童生徒の保護者に対し、フリースクールの利用補助が行われている。

一方で利用する児童生徒の出席扱いについては、国のガイドラインに則り判断されているため、対象の 18 施設全てのフリースクールが出席の扱いになる訳ではない。

フリースクールの補助対象の認定や出席扱いについては、国のガイドラインを基に各自治体で基準を設ける必要があり、様々な施設、支援を利用する児童生徒がいる中、こちらの方が公平性の観点から重要だと認識する。

当支援事業の予算は当初、480 万円が見込まれていたが、決算時点で 355 万円(74%)となっており、現状のニーズから今後も大きな変化はないと見込まれている。

当該フリースクール利用の補助への予算として、稲美町では「負担金補助及び交付金」として支出、明石市では「扶助費」として支出されている。予算の置き方についてはどちらがよいのかはわからないが、教育費の中であまり計上されない扶助費とされていることから、行政が不登校児童生徒及び保護者に対し、福祉的な側面での支援が必要との思いで事業を進められていることが自然であると認識した。本市においてもどのように軸足を置き、環境整備を図り支援を行うか確認が必要である。

次に授業のライブ配信については、出来る学校と出来ない学校があり(ビデオの設置と配信が難しい)、特に単位教科制の中学校では教室の移動を伴うため難しいとのこと。全教室の環境整備は予算も含め難しい現状を鑑みると、すでに配置されている PC を活用した稲美町のオンライン授業が有効であり、本市においても活用できないかと考える。

このほか、教育委員会事務局内の 2 課において、それぞれ弁護士を配置されていることは、様々な課題や問題に対し迅速に対応が図られることに併せ、教職員の負担軽減と安心に大きく影響し、児童生徒との有効な時間の確保に繋がっている。本市のスクールロイヤーとの業務の差を整理し、必要であれば導入に向け働きかけたい。

全体を通じ、フリースクール利用者への補助については先進的に取り組まれ、この支援事業を行った背景、行政の思いを伺い、改めて目標の置き方について、自身の考えを整理し、今後に繋げていきたい。他の施策については本市と大きな変化はないが、今ある受け皿が適正な体制で運営されているのか、また、学びの多様化学校についても早急に進める必要があるのではないかと新たな課題が把握できた。

教育現場を取り巻く環境は日々変化しており、今後も広く情報を収集し、本市の教育、そして子ども達が学びやすい環境の整備に向け取り組みを進めたい。

以上

令和7年8月7日

かがわ市民クラブ 行政視察報告書

かがわ市民クラブ 渡辺 征爾

視 察 先	明石市	視察年月日	令和7年8月6日（水）
テ ー マ	不登校に関する施策について		

<所 感>

加古川市では現在、フリースクールに通う児童生徒の家庭に対する支援は行っていない現状にある。そのようななか、前年度は市民より「不登校児童生徒に対する経済的な支援制度の確立」という請願が議会に提出された。内容は、フリースクールに通う児童生徒の利用料の一部を、加古川市でも利用する家庭に補助して欲しいとの内容であった。昨今のフリースクールへ通う児童生徒の家庭に対する補助への関心の高まり、また明石市では既に補助を実施していることから、今後の加古川市における補助の参考とすべく、今回視察を行った。加古川市においても本年度より、準備が整い次第月額1万円を上限として補助を開始する予定となっている。

明石市が先行して補助を実施することとしたきっかけは、市内に約1,000人いる不登校児童生徒の現状に対し、何とかして学校以外の学びの場を提供したいとの思いが強かったとのこと。不登校児童生徒は学校に行けない様々な理由を抱えている。よって、各生徒の個性に応じたきめ細かな学びの場を提供し、児童生徒の選択肢をより多く提供することを最重点に取組まれてきたとのこと。選択肢を増やすということは、民間のフリースクールも含める必要がある。民間のフリースクールも選択肢として加えるならば、当然通う費用の一部補助もセットで行うべきという考えで進めてきたとのこと。令和6年度の決算額は、フリースクールに通所した49名分に対し、約355万円。本年度も前年度と同額か、若干上回る程度の金額補助を想定されている。フリースクールには明確な定義が存在せず、国おける所管省庁も存在していない。よって、定義があいまいなフリースクールへの税金による直接補助は困難であり、あくまで利用する家庭に対する補助を行うこととされている。これにより、補助は教育の一環ではないため、教育委員会予算ではなく、市長部局である、こども局こども政策課の扶助費で賄っているとのこと。この予算をどこの部署が所管するのかは、前回視察を行った稲美町とは異なるものであった。稲美町はフリースクールに通う児童生徒の家庭に対する補助は教育委員会が所管していた。あくまで教育の一環であるとの考えによるもの。一方の明石市では前述の内容により、教育委員会の予算外で対応されている。考え方の違いであるのだろうが、本年度よりフリースクールへの補助を兵庫県下で一斉に取り組んでいくなれば、県が主体となって、予算所管箇所を統一すべきものと考え。加古川市においては、稲美町と同じく教育委員会の予算で支出する予定となっている。

明石市では、どのような施設をフリースクールとして認めているのか。このことについては次のとおりとなっている。フリースクールには明確な定義がないことから、次の条件に合ったものを認めている。1点目は、学校の授業時間内にオープンしていること。2点目は、市との連携体制がとれること。3点目は、通所が可能であること。そして、オンラインのみで対応するフリースクールは、対象外とす

ること。これらの条件を満たし、生徒の個性に合わせた対応が可能なフリースクールを、学校長が訪問のうえ最終認定されている。

フリースクール以外に明石市においても、不登校対策として様々な取組みを展開されている。これは加古川市の取組みと大きく変わるものではないが、共通して、各種取組みを推進していくなかでも、不登校児童生徒の数は増加傾向にあるという現実である。背景として、不登校に対する理解が広がり、無理をさせて学校に行かせる必要がないという考えの保護者が増加していることや、コロナ禍による生活環境の変化によるものが影響していると考えられている。よって現在の教育環境では、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自ら進路を主体的に考え、学校などはきめ細かな、生徒の個性にあった支援と選択肢を提供していくことが重要であるとする。

今回の視察により、フリースクールに対する先進的な取組みを実施している明石市の内容を詳しく把握出来たことは、とても有意義であった。今回の視察で得た知識や運営方法等も参考とし、今後の加古川市の取組みが、より効果的なものとなるよう議論していきたい。

以 上

令和7年8月6日 10:00~11:30 明石市：「不登校に関する施策について」

明石市における不登校児童数は、2024年度で中学生 660 人 (8.42%)、小学生 362 人 (2.09%) で計 1,022 人、2021 年度と比較して約 1.7 倍となっている。人口増の影響もあるが、不登校の理解が広がり、無理をさせて学校に行かせる必要がないと考える保護者が増加していることや、コロナ禍の影響が続き、学校や家庭における環境変化が大きく変化したことによる、子どもたちの生活リズムが乱れたなどが原因とされている。また、フリースクールへの通所児童数として、2022 年度 25 人、2023 年度 37 人、2024 年度 63 人と増加傾向である。

こども局子ども政策課が公設民営で、明石市民の 6 歳～18 歳までの子どもを対象にあかしフリースペース☆トロッコとここのぼの 2 ヲ所を開設し、設置目的に基づいたプログラムを実施している。タブレット端末を活用した支援においては、引きこもりがちの児童に対して、端末で授業を受けることで、出席扱いで対応している。実数として令和 6 年で 6 人、令和 7 年で 4 人。保護者への支援として、フリースクール等利用助成制度があり、上限 1 万円/月で、申請者数は令和 6 年度 49 人、令和 7 年度 7 月 9 日現在 22 人となっている。

(所感)

稲美町のように、「学びを求めている児童生徒の支援をする」ために、多くの施策を実施しているのとは違い、児童・保護者の立場で選択肢を増やして、それぞれに合ったところでマイペースで学んでほしいといった印象であった。そのように感じた要因の 1 つが、公設民営のフリースペース☆トロッコの存在があるように思う。平日の 9 時～17 時まで開所しており、活動時間は、子どもたちの生活リズムを尊重しながらそれぞれに合わせています。出席扱いとなり、費用負担もありません。児童が学校になじめない場合の選択肢として、非常に整っている居場所であると思う。民間企業の基金を活用し、公益財団法人に委託することで、行政として手の出しにくい部分を上手く補っているようにも思う。2 ヲ所目のここのぼの開所で、市内東西でエリアは抑えたので、今後の開所予定は現時点で未定だが、不登校児童数増加による需要は確実に増えると思う。本市において、まなびの多様化学校の開設に向け、前向きな調査研究が進み、具体的な内容の積み上げを行っているタイミングで、学校ではなく公設民営のフリースペースの柔軟性を取り入れることは、重要と考える。視察だけでは理解しきれていないかもしれないが、明石市と稲美町を比較して、「学ぶ・学び」という事に対して、明石市の方が比重が低いことで、運営に柔軟性を感じるのかもしれない。

フリースクールの利用への補助金交付と出席扱いについては、稲美町同様に 1 人 1 人通

所状況を把握して、対応をされていた。個人の見解であり、早急に実現できるとは考えないが、フリースクール自体実績を重ねて、学校・教育員会との連携が強固になれば、おおむね当該フリースクールへの通所は出席扱いとなると考えられるようになれば、児童・保護者・学校の不安・負担も軽減されるのではないかと考える。国による許可制・認可制の部分が出来ないと難しいかもしれないが、保護者支援の名のもと、投入する税金の額が増大していく前に、整理すべきか課題と考える。

明石市

視察報告

1. 不登校の関する施策についての説明

2. 質疑

【視察を終えての所感】

不登校の現状として、令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校児童生徒が全国で約34万人、兵庫県で約1.5万人に上り過去最高となった。明石においても、不登校児童生徒の状況は、その人数、割合ともに増加し続けており、昨年度、1,022人(小362人、中660人)、割合にして4.06%の児童生徒が不登校となった。1クラス40人と仮定すると、クラス内で1~2人が不登校になっている状況といえる。

不登校児童生徒数増加の背景は、一般に不登校への理解が広がり、無理をさせて学校に行かせる必要がないとの考えの保護者が増加している事や、2019年度から新型コロナウイルス感染症の影響が続き、学校や家庭における生活や環境が大きく変化したことにより、子どもたちの生活リズムが乱れたなどの影響が考えられる。また、2016年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」第13条にある「個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう」という考え方が学校関係者や保護者に浸透したことが考えらる。

現在の不登校対策については、未然防止「早期対応マニュアル」、相談シートの活用している。以下

- ・連続欠席3日、または断続欠席7日となった時点で、欠席児童生徒の状況を校内で共有し、必要な場合は、校内(学年)支援ケース会議等を開催するなど、個々に応じた支援に繋げている。

- ・できるだけ早期に支援につなげられるよう、「相談シート」を導入し、学校からの不登校などにかかわる相談や質問などに応じ、初期対応の充実を図っている。

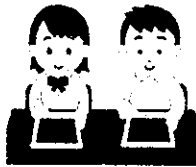
- ・小中学校の連携促進(小中連絡会等)、保育所(園)・幼稚園・小学校との連携、保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校との連携のためのシートを作成し、情報共有を行っている。

- ・不登校対策研修会年3回(不登校担当教員の研修会)の開催。小・中・養護学校の不登校担当教員の資質向上を図るための研修会を実施している。

- ・学校内に教室以外の居場所を設けての学校生活の支援

- ・平成20年度より中学校に校内支援教室を順次設置し、居場所づくりをしている。「校内フリースペース」市内全13中学校に加え、市内28校中7小学校(過大規模校)に設置。令和7年度は、新たに市内2小学校に設置し、全13中学校ならびに14小学校、計27小中学校に設置していた。

不登校未然防止 「早期対応マニュアル」



2024 年 4 月
明石市教育委員会

目 次

1. 長期欠席と不登校との違い	1
2. 不登校未然防止・早期対応	2
3. 不登校未然防止「早期対応マニュアル」	3
欠席 1 日目の対応	4
欠席 2 日目の対応	5
連続欠席 3 日目・連続欠席 7 日目の対応	6
4. 申請シート	7
5. 事例検討	8
〈参考資料 1〉実施記録シート	9
〈参考資料 2〉事例記録シート（詳細版）	10
〈参考資料 3〉ケース会議記録シート	12
〈参考資料 4〉ケース会議記録シート	13
6. 不登校を本格化させないための取組	14

http://www.edi.akashi.hyogo.jp/kyoiku/gakkou_kyouiku/pdf/soukitaoumanyuaru2024.pdf

明石市教育支援センターの設置および運営については、教育委員会が所管する「もくせい教室」（明石市教育支援センター）を市内 3 か所開設し登校しにくい児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っている。また不登校となっている児童生徒に、様々な体験活動を通して、豊かな人間関係を構築することを目的に、「もくせいサテライト教室」を年間 8 回、市立少年自然の家を中心に実施している。保護者も参加できるため、保護者の交流の場としても活用されている。

2024 年度 「もくせい教室」



明石市教育委員会事務局

児童生徒支援課 電話（078）418-5046
〒672-8086 明石市中央 1 丁目 5 番 1 号 4 階 5 号室
「あふもくせい教室」 電話（078）918-5411
〒672-0883 明石市中央 1 丁目 4 番 1 号 4 号の学校に併設する場
「あふもくせい教室」 電話（078）918-5424
〒674-0092 明石市二見町 2 丁目 4 番 4 号 二見小学校併設 3 階
「あふもくせい教室」 電話（078）913-2058
〒672-0870 明石市鶴岡町 1 丁目 21 号 鶴岡センター 3 階 5 号室

「もくせい教室」とは
「もくせい教室」は、学校に行きにくい児童生徒の居場所となり、社会性に自立
することを目的に様々な活動を行っています。
利用対象は、明石市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒です。

一日の流れについて
「もくせい教室」では、規則正しい生活リズムの中で、自主学習や小グループ活動
を行っています。 ※ 曜日や時間によって変更されることもございます。

月	日	水	木	金
10:00~	自主学習Ⅰ			
11:00~	自主学習Ⅱ			
12:00~	昼食・休憩			
13:00~	国語タイム			
14:00~	自主学習Ⅲ	11:55~	13:55~	15:00~
14:10~	スポーツの時間 創作活動、体験活動 （曜日によって変わります。）	14:00~	14:00~	14:00~
15:00~	一日の振り返り			
15:00~				

自主学習

- 一日の振り返り、読書や創作活動などを行います。
- 学習内容の進捗や理解度をチェックし、必要に応じてサポートを行います。
- 学習内容の進捗や理解度をチェックし、必要に応じてサポートを行います。
- 学習内容の進捗や理解度をチェックし、必要に応じてサポートを行います。

スポーツ

- 体育館では、バドミントンや卓球などの体験活動を行います。
- 体育館での活動には、指導員（教員やボランティア）がサポートします。
- 体育館での活動には、指導員（教員やボランティア）がサポートします。

http://www.edi.akashi.hyogo.jp/kyoiku/gakkou_kyouiku/pdf/03mokuseikyousituannnai2025.pdf

学校外の居場所（民間施設等）との連携については、こども局の所管のもと、明石市こどもの居場所設置（運営パイロット事業）として、「公益財団法人子ども財団」が委託を受け、「あかしフリースペース★トロッコ」（運営団体「一般社団法人ブレーションヒューマニティー」）の計 2 か所開設し、明石市民の 6～18 歳のこどもを対象に、設置目的に基づいたプログラムで支援を行っている。

民間のフリースクール等については、それぞれが自主的に設置・運営されており、不登校児童生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング・社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式（講義形式）による学習などを行っている。また、オンラインスクールについては、出席扱いが難しく認定までに至っていなかった。

※明石市 9 か所(フリースクール 8 施設、病院 1 施設)

ICT 機器(タブレット端末)を活用した支援については、(学習活動など)学校への復帰を望んでいるにも関わらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどに対し ICT 機器を活用した支援を行っている。内容は zoom・Google ミーツでの授業やアプリに入っているドリル学習やインターネットの調べ学習・宿題などが上げられていた。

※出席扱い(R6):小学生 2 名中学生 4 名(R7):小学生 1 名中学生 3 名学校長が認定している

明石市が不登校支援の課題として認識している内容として、不登校児童生徒の居場所として、「校内フリースペース」や市教育支援センター「もくせい教室」、公設民営「あかしフリースペース★トロッコ/ここのぼ」などの充実が図られているが、利用人数の増加により、居場所の環境整備および支援を行う人員確保について課題がある。また、保護者に対しての周知は更に必要だと述べられていた。また、フリースクールという定義が曖昧なため、出席認定と補助は比例になるわけではなく、慎重に認定や補助対象施設を見極めていた。

このたび、明石市における不登校児童生徒に対する支援施策について視察を行ったが、視察を通じて各自治体において不登校児童生徒の抱える課題は複雑かつ多様化しているという現状認識を共有するとともに、支援のあり方については規模の違いはあれど、共通する部分が多いことを実感した。また、どの自治体においても「児童生徒に寄り添う姿勢」が支援の根幹にあることが大切である。その中で、明石市では教育委員会のみならず、他の部署も兼任して協力体制を確保し不登校支援に取り組んでいた。本市との違いとして、保護者とのトラブルに備えて専門の弁護士を配置するなど、体制の整備にも取り組んでいる点が印象的だった。これは本市が今後不登校支援をより実効性のあるものとするうえで、大いに参考になる取り組みである。

現在、本市でも不登校児童生徒やその保護者への支援について試行錯誤が続いているが、今後は「学びの多様な学校」の設置に向けて、さらに深めて進めていく必要がある。今回の視察で得た知見を踏まえ、多くの児童生徒が安心して学べる環境づくりに向けて、議会・委員会、また会派としても行政と積極的に議論を交わし、必要な提言を行っていく。

行政視察報告書

会派名	かこがわ市民クラブ 会派視察
氏 名	谷 真康
視 察 先	明石市
年 月 日	令和7年8月6日
テ ー マ	不登校に関する施策について
経緯、所感	
経緯、所感 明石市の不登校児童生徒の割合は増加傾向にあり、令和6年度は 1,022 人(小学生:362 人、中学生:660 人)で、4.06%の児童生徒が不登校となっています。明石市では、不登校の児童・生徒に向けたさまざまな支援が行われており、教育委員会では個々の状況に応じた丁寧な支援に努められている。 不登校児童生徒数増加の背景には、不登校への理解が広がり、無理をさせて学校に行かせる必要がないとの考えが増加していることや、2019 年度から新型コロナウイルス感染症の影響が続き、学校や家庭における生活や環境が大きく変化したことにより、子どもたちの生活リズムが乱れたなどの影響が考えられている。 明石市の不登校対策として、 ①不登校未然防止「早期対応マニュアル」を活用し、連続欠席3日または断続欠席7日となった時点で、欠席児童生徒の状況を校内で共有し、支援が必要な場合は、校内(学年)支援ケース会議を設けるなど、個々に応じた支援に繋げている。また、「相談シート」の導入により、学校からの不登校などに関わる相談や質問に応じ、初期対応の拡充を図っている。 ②小中学校の連携推進(小中連絡会等)、保育所(園)・幼稚園・小学校との連携のため、教育支援シートを作成し情報共有を行うことで、継続的な支援を図っている。 ③不登校対策研修会(不登校担当教員の研修会)を開催し、不登校担当教員の資質向上を図っている。研修会も定期的に開催しており、居場所サポーター6回/年、2年目以上の教員は3回/年開催している。 ④学校に教室以外の居場所「校内フリースペース」を市内全中学校(13校)、市内 28 小学校のうち、14校に設置され、児童生徒が安心できる居場所となるよう、教職員や居場所サポーターがフリースペースに通ってきた児童生徒に寄り添い、社会的自立のための支援を行っている。未設置の小学校は校長先生や教員が支援を行い、校区外からの応援は行っていないとのことでした。今後は、全ての小学校にフリースペースを設置する計画	

で、未設置校の教員負担が軽減される。

- ⑤もくせい教室を市内3か所に開設し、登校しにくい児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っている。所管は教育委員会で、自主学習や体験活動などの支援補助に当たることを目的としており、3名の専門スタッフのうち、教育相談員には、教員のOB(校長先生など)を配置し、相談や指導を行っている。
- ⑥民間のフリースクールなどについては、それぞれが自主的に設置・運営されている。これまで出席扱いとした実績のある施設は8施設と病院1施設がある。明石市では、先進市の事例を調査する中で、弁護士資格を持った職員を含めて、出席扱いの要綱を作成している。また、施設利用料の補助(月額最大 10,000 円)制度も活用しながら、不登校の子どもたちがより安心して学び、社会的自立に向けた支援を受けられる環境が整えられている。
- ⑦ICT機器(タブレット端末)を活用した支援として、学校に通いづらい児童生徒やその保護者を支援するため、独自のアプリを導入している。出欠連絡・学習支援、相談支援情報共有などが行えるので、外に出られない児童生徒に対して、授業の様子をライブ配信、オンライン面談、オンライン補習授業などを実施している。
- ⑧保護者への支援として、不登校等学校生活で困っている保護者に対し、リーフレットを提供している。このリーフレットには一人で悩むことのないように、相談窓口や連絡先などの情報が細かく記載されており、保護者にとって心強い支援となっている。

明石市は、不登校は決して本人の責任ではなく、誰にでも起こり得る課題であるという認識のもと、早期発見・未然防止に努め、学校・家庭・地域関係機関が連携して支援体制を構築しています。また、すべての子どもが安心して自分らしく学び、成長できる社会の実現を目指し、増加傾向にある不登校の児童生徒や保護者に対して柔軟な支援を行っています。不登校等学校生活に困っている生徒児童の保護者に対して、教室や家庭以外にも、多様な学びの場や支援の仕組み(不登校などに関する相談窓口やフリースクール、フリースペース、ICTを活用した支援など)があることや、フリースクール助成金制度についても丁寧に情報提供しています。さらに、ICT機器を活用した支援では、明石市独自のアプリを開発しています。これまではメールの確認や欠席などの電話対応などは限られた機器に限定されているため、教員の負担が増加するほか、保護者側も応答がないなどの課題があったそうです。アプリ導入後は、連絡メールや出欠連絡をアカウントで一元管理を実施されたことにより、柔軟でタイムリーな保護者対応の実現と、教員の働き方改革にも繋がっています。本視察では、関係機関との連携、保護者への丁寧な情報提供に加え、教員の働き方改革にも積極的に取り組んでおられました。不登校は誰にでも起こり得る課題で、近隣市町どの自治体も同じ課題を抱えていることから今後は、市域を超えた広域的な連携や情報共有が重要であると考えます。不登校児童生徒一人ひとりが、最も安心できる学びの提供ができるよう、教育支援に取り組んでまいります。

代表者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			7-8-4 10
会派名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	研修費	金 額	68,070円
内 容	【研修】インフラ老朽化セミナー(4講座) 8/8:「地方インフラの崩壊リスク」「上水道」 8/9:「下水道」「インフラ再生に向けた議会提言」		
支払先	地方議員研究会(株式会社H3O) JR西日本	支払年月日	令和7年 8月 8日
備 考	交通費 : (加古川駅~京都~会場) 2往復 = 7,520円 研修費受講料 : 15,000円 × 4講座 = 60,000円 振込手数料 : 550円		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

領収証

2025 年 8 月 8 日

加古川市議会 加古川市民クラブ

山本一郎

様



¥60,000

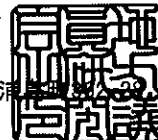
但 8/8 地方インフラの崩壊リスク
8/8 上水道
8/9 下水道
8/9 インフラ再生に向けた議会提言
研修会受講代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒221-0042

神奈川県横浜市神奈川区清見町2-32-1

TEL 050-1089-9835



〈**thankyou**〉カードサービス
ご利用明細票

ご利用いただきありがとうございます。
お取扱の明細は下記のとおりでございます。
裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	07-06-17	取扱金庫店番・通番	1696023-011
お取引金融機関	口座番号 *****-*****		
お取扱金額 万円 5千円 千円 円 006000007		お取扱金額 ¥60,000 円	
お取扱内容 お振込	お取扱後の残高 ¥0		
利用手数料 (消費税込)	¥550	ページ硬貨	
時刻	14:20	おつり	¥450
銀行 支店 カ) イチスリーオー様 ヤマモトイチロウ様 TEL			
印紙税申告納 付につき加古川 税務署承認済		ご利用ありがとう ございました。	

出張調査届

令和 7 年 6 月 30 日

市 議 会 議 長 様

会派名 かこがわ市民クラブ

代表者 山本 一郎



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

山本 一郎

調査都市名及び調査内容

インフラ老朽化セミナー

8/8(金)「地方インフラの崩壊リスク」「上水道」

8/9(土)「下水道」「インフラ再生に向けた議会提言」

出張期間 令和 7 年 8 月 8 日 (金) ～ 8 月 9 日 (土) (2 日間)

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (単価 円 日分)	円	
	鉄 道 賃 (1,880円×2往復)	7,520 円	加古川駅 京都駅 会場 往復 (2日)
	急 行 料 金 ()	円	
	航 空 賃 ()	円	
	車 賃 ()	円	
	船 賃 ()	円	
	出席者負担金 (受講料 15,000円×4講座)	60,000 円	
	そ の 他 ()	円	
	合 計	67,520 円	

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。



出張調査研修報告書

令和7年8月29日

市議会議長様

会派名 かこがわ市民クラブ

出張者氏名 山本 一郎



印

印

印

印

下記のとおり報告します。

日程	7年 8月 8日 ~ 7年 8月 9日
----	---------------------

視察先	地方議員研究会「インフラ老朽化セミナー」
-----	----------------------

視察（調査）事項

*インフラ老朽化セミナー

8/8(金) ・地方インフラの崩壊リスク ・上水道

8/9(土) ・下水道 ・インフラ再生に向けた議会提言

復命事項（所見及び感想）

別紙のとおり

出張に伴う経費の精算

前 渡 金 額 67,520 円

精 算 額 67,520 円 過 不 足 額 0 円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

緊急インフラ老朽化セミナー報告書

【日時】 2025 年 8 月 8 日(金)9 日(土)

【会場】 京都 JA ビル（京都市南区東九条西山王町 1

① 8 月 8 日 10:00～12:30 地方インフラの崩壊リスク

社会資本の老朽化:高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等については、建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなっていく。2050 年までに全市町村の約 3 割 2015 年の人口の半数未満の人口規模になっている。

人口 5 万人クラスの都市の人口ピークは 1985 年（全国平均は 2010 年）で、2015 年と 2045 年を比較すると△35%（全国平均△16%）で生産年齢人口は△46%（全国平均△28%）と全国平均とは推移が大きく異なっている。市町村の病院存在確率が 50%以下となる人口規模は 17,500 人で、2050 年には全国市町村の 66%がこの人口規模を下回ると見込まれる。人口密度が低い地域では、サービスの提供に係る供給原価・料金が高くなるため、インフラの整備範囲・方法の見直しや優先順位付けが必須となってくる。

直面する課題として①長時間労働の是正など②人口構造の変化に伴う労働力減少の懸念③サービス供給を取り巻く社会情勢の変化。⇒担い手不足等によるサービス供給制約の懸念がある。

市町村全体の職員数は、2005 年から 2021 年度の間で約 9%減少しているが、土木部門に限ると約 14%減少なる。近年職員数全体としては増加傾向であるが、土木職員数は横ばいで推移している。技術系職員が 5 人以下の市町村は全体の約 5 割にのぼる。

建設業の現場では、担い手の高齢化が進んでおり、将来的な担い手の確保が課題となっている。建設業の平均賃金は令和 5 年で 432 万円（全産業労働者 508 万円の 85%）で、民間工事が中心の建設企業は週休 2 日の実現も厳しい状況である。また、トラックドライバーの平均賃金は、大型トラック年 485 万円、中小型トラック年 438 万円。令和 6 年 4 月より時間外の労働上限時間が年 960 時間となり、ただでさえ低い年収がさらに減少となる。ちなみに、タクシーの運転者数は、平成 24 年と比較して令和 4 年は 63%と大幅減少している。

身近なサービスで廃止・縮減で困るサービスというアンケートでは①メンテナンス不足で、水道の断水・漏水が発生する②近くの鉄道やバスが減便・廃止される。が上位となった。

新技術の導入など実用化された新技術を採用し、インフラメンテナンスの高度化・効率化が推進されている。①コンクリート構造物のうき・剥離の非破壊検査②陸上・水中レーザードローン③ダム水中点検ロボット。新技術等の活用による利便性の向上と効率化：社会の安全・安心の確保を担う建設業の担い手不足に対応するため、建設生産プロセス全体に ICT 等を活用する「i-Construction」を推進されている。ICT 土工の活用効果として、作業時間 31.2%削減した実績もある。

共同化：市町村が単独で行ってきた点検・診断業務を県や市が一括して発注することで、業務の効率化を図るとともに業務成果の品質の確保。共同発注のメリットとして、①維持管理に必要な職員が不足している市

町村の業務負担の軽減②発注ロットの大型化による不調・不落の防止③県や市の職員による成果のチェックにより、点検・診断結果のバラツキを防止するなど点検・診断の品質確保が挙げられる。

広域連携をすることで：人口減少やまちづくりの状況、施設の利用や老朽化状況を踏まえた施設の集約・再編、広域化を通じて、インフラメンテナンスを効率化が図られる。

複数・多分野の施設を「群」としてまとめて捉え、地域の将来像に基づき将来的に必要な機能の検討。①維持すべき機能②新たに加えるべき機能③役割を果たした機能。

「群マネ」とは、地域特性や地方公共団体間の機能的なつながりなどを踏まえた対象エリアを設定。

住民参画型の維持・更新の実例として

住民と協働した橋のセルフメンテナンス@福島県平田村（人口:5,181 人）2018 年開始。2024 年からスマートフォン等から点検結果を投稿することが可能。

水道利用者である市民が専用アプリで、自宅水道メーターを撮影し、検針業務を代行する仕組み@栃木県足利市（人口:137,328 人）インセンティブ 50 円/1 件

【所感】

住民との連携の考え方として、市が事業者にお金を払ってしてもらっていた事を、住民にお願いするとお金の話になりがちである。ただ、足利市の場合インセンティブとして 1 件 50 円で、インセンティブとは言い難く、ポイントとしてはタダ働きではないという点だと思う。現状のメンテナンス方法・整備計画を継続していくとインフラ崩壊が起こると断定しているわけではないが、交付金の活用はもちろん、事業の見直し・積極的に官民連携を推進する必要性は高い。官民連携についても、後述される部分と重複するが、我々議員も現状を正確に把握し、行政・住民と危機感の共有がないと、住民からすれば安く手間だけを受ける話になり下がってしまうように思える。本市の人口規模による今後の使用者からの収入を考えると、住民参画は緊急な課題ではないかもしれないが、サービス継続のための手法として考慮すべき課題であると考える。

②8 月 8 日 13:30～16:00 上水道:見ない危機と料金見直しのリアル

水道管の寿命：法定耐用年数は 40 年と定められているが、更新は進んでいない。また、原資となる料金収入が人口減少や節水機器に普及により減少しており、水道管の破損や水漏れなどのトラブルも頻発している。地域社会の変化や将来のまちづくり計画を踏まえ、施設の必要性の減少や地域のニーズに応じて、インフラの廃止・除去や機能転換等を行う「集約・再編」の取組を推進し、インフラストックの適正化を図ることが重要である。

「包括的民間委託」とは、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に業務を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには、個別施設のメンテナンスのみならず「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の考え方が重要である。

既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、下水道といった複数・多分野のインフラを「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するものとしている。

人口減少社会では、人口減少ほど世帯数は減少しない⇒人口減少により収入は大幅に減少する一方、供給の必要性はさほど減少しない。⇒人口減少、収入減少下においても、一定の資産維持が必要。

水道と下水道の違いとして、

- ・根拠法：水道法（水道）／下水道法・浄化槽法（下水道）
- ・経営主体：市町村（水道）／公共下水道は市町村、流域下水道は都道府県
- ・経費回収：料金収入（水道）／料金収入（污水）、一般会計繰入金（雨水等）
- ・公営企業法：全部適用（上水道）、任意適用（簡易水道：適用率 40.3%）／任意適用（下水道：適用率 23.8%）：簡易水道は給水人口 101 人～5,000 人。上水道は給水人口 5,001 人～
- ・料金回収率：上水道 104.6%、簡易水道 53.9%
- ・法定耐用年数：管路 40 年、設備 15 年、建築 50 年／管渠 50 年、処理場・ポンプ場 25 年。

上水道事業の広域連携の実例として

- ・岩手中部水道企業団（統合：H26.4～統合まで 12 年 2 ヶ月）用水供給事業者（1 企業団）と受水事業者（2 市 1 町）が事業統合。
- ・佐賀西部広域水道企業団（統合：R2.4～統合まで 12 年 2 ヶ月）用水供給事業者（1 企業団）と受水事業者（3 市 3 町 1 企業団）が事業統合。

水道広域化推進プランにおいて各都道府県より示された圏域は、全国で 234 圏域。

上水道と簡易水道の統合

簡易水道と上水道の水質の違いはなく、安全性に関しても簡易水道も上水道は同じ。両者を統合させるメリットは、維持コストの解消。簡易水道は、水道供給規模が小さいだけにその維持コストや運営体制が上水道事業よりも弱い。

【所感】

事業を「しまう」ことを前提にする必要はないが、「しまう」ことが出来るのは議員だけであるという認識を持つことは必要かと考える。各議員は現状と今後の整備・改修計画を正確に理解した上で、不必要なものがないかを確認する必要がある。また、上水道の広域連携については、実例からもわかるように統合まで長い時間が必要となり、議会は今後の見込みをしっかりと立て、リーダーシップをとる責任があると考えている。

③8月9日 10:00～12:30 下水道:八潮市事故に学ぶ「見えないリスク」と緊急対策

埼玉県八潮市道路陥没事故の概要

4.75メートルの下水道管の破損し、陥没に伴う雨水管の崩壊で川の水が逆流したことが重なった。中央1丁目交差点で直径5メートル、深さ約10メートルのわたって道路が陥没しトラック運転手が陥没した穴に落下し死亡した。

市町村管轄の公共下水道事業（1,434事業）、都道府県管轄の流域下水道事業（42事業）。耐用年数約50年。合併浄化槽の耐用年数は、躯体30年設備10年。下水道の老朽化については、標準耐用年数を超える割合は令和4年度末で約7%、10年後で約19%、20年後で約40%に達するとされている。

下水道事業のあり方

【従来】汚水:都市の汚水を集めて、排除・処理し、公衆衛生と生活環境の向上に寄与。

雨水:都市の雨水を集めて、排除し都市の健全な発達に寄与。

【現在】汚水:下水道施設のストック増大に伴い、生活用水量の8割を超える汚水が下水処理場に収集、汚水に付随して、有機物、りん等の有機物や熱も下水処理場に収集。

雨水:都市化による雨水の流出や豪雨の頻発による内水氾濫のリスクが増大。

都市化による水辺の減少や気候変動による渇水の頻発。

下水道の方向性

- ・安全で安心な暮らしの実現:①豪雨による浸水被害の最小化②地震発生時の機能保持
- ・良好な環境の創造:①高度処理による水質改善②水系リスクの低減（合流式下水道の改善）
- ・持続性の確保:①適正なストック管理②経営基盤の強化。
- ・快適で活力ある暮らしの実現:①未普及地域の解消②地域の活性化。

汚水処理人口普及率は90.4%（H28年度末）人口5万人未満の市町村部では78.3%。供用開始後年数が経過するにつれて経費回収率（使用料収入／汚水処理費用）が高くなる傾向である。H19年度とH28年度を比較すると、事業数は横ばい、職員数は2割減。R2年時に水道事業に携わる職員数は、ピーク時の約37%減、下水道事業は約43%減となっている。

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために公営企業会計の適用を推進。適用の主なメリットとして、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上することで、

- ① より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ② 経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ③ 議会・住民のガバナンスが向上する。

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上する。

水道事業は地方公営企業法全部適用であるが、下水道事業・簡易水道事業は任意適用となっている。

下水道事業における公営企業を取り巻く経営環境はますます厳しくなっており：人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響などが起こる。

抜本的な改革の検討プロセスとして:

- ① 事業そのものの必要性・公営で行う必要性
- ② 事業としての持続可能性
- ③ 経営形態（事業規模・範囲・担い手）

⇒この観点を踏まえて抜本的な改革を検討⇒①事業廃止②民営化・民間譲渡③広域化等④民間活用。

下水道事業の建設投資財源は、企業債や国県の補助金が多い。

汚水処理の広域化・共同化計画においては、事務の共同化や管理の共同化が主となっている。

下水道事業の広域化の実例として

- ① 秋田県：県がリーダーシップをとり、流域下水道を接続し、単独公共下水道の処理場を廃止。維持管理費で▲70億円、改築更新投資▲50億円。
- ② 山形県新庄市：新庄市の処理場を中核として、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理。維持管理費を年間▲3,000万円。

下水道事業のストックマネジメント

- ・下水道長寿命化計画を策定⇒同計画に基づく改築：施設ごとの最適な改築事業を支援。
- ・下水道ストックマネジメント計画の策定：施設全体の維持管理・改築に関する事項
⇒同計画に基づく点検・調査および改築。～リスク評価・優先順位付け 事業費の平準化：施設全体の維持管理・改築を最適化するストックマネジメントの取組を一体的に支援。

国土交通省令和8年度上下水道一体革新的技術実証事業において、特に求める技術として「メンテナンスの高度化・メンテナビリティの向上・リダンダンシーの確保につながる技術」を提示。人が近づけない管路等においても、精度の高い点検・調査を可能とする。人が出来る限り管路に入らず点検・調査を行う。

ドローン・浮流式テレビカメラ等、管路内映像のAIによる劣化診断。

【所感】

八潮市において3年前に現地の点検を行っていた事実は重要で、そもそも点検の方法が正しかったのか、見直す必要がないのかも考慮すべき課題と考える。自然環境の大きな変化の中で、DX等を活用したより高度化・効率化した検査の確立が必要となってきている。また、人口減が確実に進行している現在において、施設の必要性も変わってくるはずである。インフラの施設整備については、整備計画・改修計画を基に丁寧に進められているのが現状であるが、予算との兼ね合いもありやはり遅々として進んでいない感も否めない。整備改修計画も進めながら計画の見直しも並行して行うぐらいの視点がないと、人口減による収入減、施設維持のための更新費の増大には耐えれないと思う。生活に直結するインフラだからこそ、将来にわたり安全に使えるよう、規模の縮小も含め随時見直しができるような柔軟な計画とすべきと考える。

④8月9日 13:30~16:00 インフラ再生に向けた議会提言

・地方議員がすべき国任せにしない現場発提言とは

① 根拠・データに基づいた情報発信への転換②待つから提案する議会への転換

・企業・住民理解と合意形成のシナリオ

① 負担を強いる議会から未来を共有する議会へ②住民と連携した政策形成:ミニパブコメ、地域円卓会議

② 企業と連携した政策形成:PFI・PPPの取組。

合意形成の実例として

・全世帯加入により住民主体の地域づくりを推進する NPO 法人きらりよしじまネットワーク

@山形県毛輪西町（人口:13,000人）

・町出資の株式会社が、町と連携して、総合物産館「きよらかアサ」拠点に地産地消@熊本県南小国町（人口:3,566人）

・補助金に頼らないまちづくり@岩手県紫波町（人口:31,477人）

紫波町公民連携基本計画を策定し、紫波中央駅前都市整備事業を実施。地元金融機関や地元企業をスポンサーとして連携。

インフラ再整備をめぐる三重苦とは

① 老朽化✕自然災害✕財源不足

②更新の山と財源の谷が同時に来る現実

③国の交付金制度や計画策定指針の限界。

予防保全型予算に切り替える知恵とは

① インフラは壊れる前に直すが最も安い

② ライフサイクルコスト視点の予算編成

③ DXの活用:点検履歴とGISマッピングの連動。

インフラの点検項目は非常に多く、点検手法も目視を基本としている。目視を基本としているが、水中・地中・高架橋梁など点検困難な箇所が非常に多い。また、インフラの劣化課程において加速期～劣化期への変化を見極めるには、経験則が必要とされている。

施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、施設に不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」への転換により、今後増加が見込まれる維持管理・更新費の縮減を図ることが重要。

成功する自治体の特徴

① 議会・行政・住民が危機感を共有していた

② 撤退を正面から議論できる土壌があった

③ 長期ビジョンを描けるリーダーと議会がいた

明日からできる「あなたの一歩」

① インフラ台帳の開示請求

- ② 予算委員会での質問
- ③ 地区別説明会の開催
- ④ 予算編成方針案の提示

【所感】

広域化を推進することのメリットを理解する中で、広域化に向けて県が主導するのか、市町が主導するのかを考えた場合、タマゴが先か、ニワトリが先かのように、どこが調整するかの正解はないと思えた。それぞれの地域で事情が異なる中で、地域でリーダーシップを発揮できる人が動くことが広域化のスタートだと思う。また、地方公共団体の枠を超えたインフラの整備は、それぞれの地域で危機意識を共有していないと、インフラ施設の広域化は実現しないと思う。

最後に、今回のセミナーを通じて我々議員は市民の声を市政運営に反映させる点はもちろん重要であるが、なかなか声には上がってこないが、全ての市民に共通するインフラが抱えている①施設の老朽化の進行②設計時に想定していない自然環境の変化による災害③財政難と人材不足という課題の中で、いかに安全に継続してサービスし続けるかという視点で、予防保全という観点で舵を切る重要性を理解し、予算編成に反映させること、中期財政計画に反映させることが重要と考える。

代 表 者	経理責任者
稲次	井上

支 払 伝 票			経理番号
			7-8-5 //
会派名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	資料作成費	金 額	10,805円
内 容	会派執務室設置コピー機のコピー代(令和7年7月分)		
支払先	株式会社ネットプロテクションズ	支払年月日	令和7年8月27日
備 考	会派の市政関係資料のコピーに要した費用の支出 <請求額 10,805円、内消費税 982円>		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

NP掛け払い 請求書兼口座振替通知書

〒675-8501
兵庫県加古川市

加古川町北在家2000

加古川市議会かこがわ市民クラブ

稲次 誠 様

|||||

請求番号 : F-1-20250806-082196-01

購入企業ID :



販売元

大西事務株式会社

登録番号:T8140001042648

〒675-0027 兵庫県加古川市尾上町今福405-2

TEL : 079-420-9810 E-mail : gaisho-jim@ohnishi.ne.jp

NP掛け払いをご利用いただき、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額

10,805 円(税込)

請求元(決済代行会社)

株式会社ネットプロテクションズ

〒102-0083

東京都千代田区麹町4丁目2-6住友不動産麹町ファーストビル5階

振替日

2025年8月27日

締日: 2025年7月31日 発行日: 2025年8月6日

引き落とし先
口座

銀行
支店

・請求金額の変更などにより、実際の引き落とし金額と異なる場合がございます。
・振替日前日までに、引き落とし口座に代金をご準備ください。
・引き落としできなかった場合、再引き落としはいたしません。サポートデスク
お問い合わせのうえ、銀行振込またはコンビニ払いでお支払いください。

お支払いに関するお問い合わせ

NP掛け払い FAQ

検索

NP掛け払いサポートデスク

03-6748-3788 <https://faq.np-kakebarai.com/hc/ja>

請求番号 F-1-20250806-082196-01



NP掛け払い会員マイページのご利用

NP掛け払い会員

検索

紐付けキーを登録すると、NP掛け払い会員マイ
ページ上で請求情報を確認することができます。
<https://membership.np-kakebarai.com/btoctmembership/login>

紐付けキー 2KH-14P-H1KK



明細

数量

単価

小計

ご請求明細

注文日: 2025年7月11日 売上日: 2025年7月11日

京セラ コピーチャージ区間料(フルカラー)

1

9,070

9,070

京セラ コピーチャージ区間料(モノクロ)

1

1,735

1,735

ご請求合計 10,805円

(10%対象) 税込10,805円 内消費税982円

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			7-8-6 12
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	資料購入費	金 額	4,950円
内 容	会派執務室用ケーブルテレビ利用料(2025年7月分)		
支 払 先	BAN-BANネットワークス㈱	支払年月日	令和7年8月27日
備 考	HFCデラックス利用料(月払い) <税込み4,950円>		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

代 表 者	経理責任者
稲次	井上

支 払 伝 票			経理番号
			7-9-1 13
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	備品消耗品費	金 額	20,680円
内 容	会派執務室備付コピー機のリース代（2025年9月分）		
支 払 先	シャープファイナンス（株）	支払年月日	令和7年9月3日
備 考	会派政務活動用資料の印刷に使用（33回目分）		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領收証

発行日 2025年 9月10日

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

納税申告紙印
東に付き
済認承署務税

※リース・割賦取引のインボイス（適格請求書）について

1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



領 収 内 容 内 訳				
領 収 日	お支払方法	金 額		
	ご契約番号	円		
2025年 9月 3日	☐ 座振替			
				20680
合 計				20680

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

675-8501

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

加古川市議会

かこがわ市民クラブ 御中

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪府中央区安土町2丁目3-13

大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3 日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2022年12月15日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2022年12月15日から 2025年12月14日まで (36ヵ月)		
お支払合計額	744,480円	内消費税額	67,680円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

銀行	支店	口座番号*****
預金種別	口座名義人	かこがわ市民クラブ カイセイノミヤ
お取扱店	大西事務株式会社 TEL 079-420-9810	

お支払明細

作成日 2022年 12月 25日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高	お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	23	1	20,680円	18,800円					
2	23	2	20,680円	18,800円					
3	23	3	20,680円	18,800円					
4	23	4	20,680円	18,800円					
5	23	5	20,680円	18,800円					
6	23	6	20,680円	18,800円					
7	23	7	20,680円	18,800円					
8	23	8	20,680円	18,800円					
9	23	9	20,680円	18,800円					
10	23	10	20,680円	18,800円					
11	23	11	20,680円	18,800円					
12	23	12	20,680円	18,800円					
13	24	1	20,680円	18,800円					
14	24	2	20,680円	18,800円					
15	24	3	20,680円	18,800円					
16	24	4	20,680円	18,800円					
17	24	5	20,680円	18,800円					
18	24	6	20,680円	18,800円					
19	24	7	20,680円	18,800円					
20	24	8	20,680円	18,800円					
21	24	9	20,680円	18,800円					
22	24	10	20,680円	18,800円					
23	24	11	20,680円	18,800円					
24	24	12	20,680円	18,800円					
25	25	1	20,680円	18,800円					
26	25	2	20,680円	18,800円					
27	25	3	20,680円	18,800円					
28	25	4	20,680円	18,800円					
29	25	5	20,680円	18,800円					
30	25	6	20,680円	18,800円					
31	25	7	20,680円	18,800円					
32	25	8	20,680円	18,800円					
33	25	9	20,680円	18,800円					
34	25	10	20,680円	18,800円					
35	25	11	20,680円	18,800円					
36	25	12	20,680円	18,800円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 神戸支店
神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2

代 表 者	経理責任者
稲次	井上

支 払 伝 票			経理番号
			7-9-2 14
会派名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	資料作成費	金 額	11,420円
内 容	会派執務室設置コピー機のコピー代(令和7年8月分)		
支払先	株式会社ネットプロテクションズ	支払年月日	令和7年9月29日
備 考	会派の市政関係資料のコピーに要した費用の支出 <請求額 11,420円、内消費税 1,038円>		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

NP掛け払い 請求書兼口座振替通知書

〒675-8501
兵庫県加古川市

加古川町北在家2000

加古川市議会かがわ市民クラブ

稲次 誠 様



請求番号 : F-1-20250904-080413-01

購入企業ID



販売元

大西事務株式会社

登録番号:T8140001042648

〒675-0027 兵庫県加古川市尾上町今福405-2

TEL : 079-420-9810 E-mail : gaisho-jim@ohnishi.ne.jp

NP掛け払いをご利用いただき、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額

11,420 円(税込)

請求元(決済代行会社)

株式会社ネットプロテクションズ

〒102-0083

東京都千代田区麹町4丁目2-6住友不動産麹町ファーストビル5階

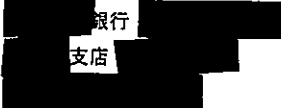
振替日

2025年9月29日

締日: 2025年8月31日

発行日: 2025年9月4日

引き落とし先
口座



- ・請求金額の変更などにより、実際の引き落とし金額と異なる場合がございます。
- ・振替日前日までに、引き落とし口座に代金をご準備ください。
- ・引き落としできなかった場合、再引き落としはいたしません。サポートデスクにお問い合わせのうえ、銀行振込またはコンビニ払いでお支払いください。

お支払いに関するお問い合わせ

NP掛け払い FAQ

検索

NP掛け払いサポートデスク

03-6748-3788 <https://faq.np-kakebarai.com/hc/ja>

請求番号 F-1-20250904-080413-01

NP掛け払い会員マイページのご利用

NP掛け払い会員

検索

紐付けキーを登録すると、NP掛け払い会員マイページ上で請求情報を確認することができます。
<https://membership.np-kakebarai.com/btomembership/login>

紐付けキー 117-4HK-KKAH



明細

数量

単価

小計

ご請求明細

注文日: 2025年8月19日 売上日: 2025年8月19日

京セラ コピーチャージ区間料(フルカラー)

1

9,240

9,240

京セラ コピーチャージ区間料(モノクロ)

1

2,180

2,180

ご請求合計 11,420円

(10%対象) 税込11,420円 内消費税1,038円

代 表 者	経理責任者
稲次	井上

支 払 伝 票			経理番号
			7-9-3 15
会 派 名	かこがわ市民クラブ	年 度	令和 7 年度
項 目	資料購入費	金 額	4,950円
内 容	会派執務室用ケーブルテレビ利用料(2025年8月分)		
支 払 先	BAN-BANネットワークス㈱	支払年月日	令和7年9月29日
備 考	HFCデラックス利用料(月払い) <税込み4,950円>		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

[illegible]